

住宅セーフティネット基盤強化推進事業（居住支援協議会が行う民間賃貸住宅等への入居の円滑化に係る支援に関する事業）を行う者に対する補助事業の開始についての公示

平成 24 年 3 月 30 日

国土交通省住宅局長 川本 正一郎

次のとおり、住宅セーフティネット基盤強化推進事業（居住支援協議会が行う民間賃貸住宅等への入居の円滑化に係る活動の支援に関する事業（以下「居住支援協議会活動支援事業」という。））を行う者に対する補助事業の開始について公示します。

※ 本公募は、平成 24 年度予算によるものであり、平成 24 年度予算成立等が事業実施の条件となります。また、予算等の成立状況によっては、特定が遅れること等もありますので、ご注意ください。

1. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、居住支援協議会等が行う民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する活動に対して、国が必要な費用を補助することにより、居住支援協議会等の活動を促進し、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図ることを目的とする。

(2) 事業内容

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への入居の円滑化に資する下記の事業

- ① 居住支援協議会が行う民間賃貸住宅等への入居の円滑化に係る活動支援
- ② 民間事業者等が行う災害時における民間賃貸住宅の円滑な活用のための環境整備

(3) 事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。

- ① 居住支援協議会が行う民間賃貸住宅等への入居の円滑化に係る活動支援
平成 24 年 4 月上旬 ～ 平成 25 年 3 月 29 日
- ② 民間事業者等が行う災害時における民間賃貸住宅の円滑な活用のための環境整備
平成 24 年 4 月下旬 ～ 平成 24 年 9 月 28 日

2. 補助対象事業者の要件

① 居住支援協議会が行う民間賃貸住宅等への入居の円滑化に係る活動支援

(1) 組織に関する要件

- ・募集要領 2.2 に掲げる要件に適合すること。

(2) 公平性及び中立性に関する要件

- ・応募団体の構成員が、事業を実施する上での公平性及び中立性を有していること。

(3) 技術能力に関する要件

- ・住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への円滑な入居の促進に係る活動の実績又はその知見を十分に有すること。

(4) 守秘性に関する要件

- ・応募団体の会則等において、構成員は本事業において知り得た情報を秘密にすること等の規定を設けていること。

- (5) 事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力に関する要件
 - ・地方公共団体が応募団体の構成員となっていること。
 - ・事業に係る経理等の処理を適切に行う体制となっていること。
- ②民間事業者等が行う災害時における民間賃貸住宅の円滑な活用のための環境整備
 - (1) 公平性及び中立性に関する要件
 - ・提案者が、事業を実施する上での公平性及び中立性を有すること。
 - (2) 技術能力に関する要件
 - ・災害時の民間賃貸住宅活用に関する環境整備に係る活動の実績又はその知見や知識を有すること。
 - (3) 守秘性に関する要件
 - ・提案者の規則等において、本事業により知り得た情報を秘密にすること等の規定等を有すること。
 - (4) 事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力に関する要件
 - ・適切に事業に係る経理等の処理を行う体制を有すること及び事業実施が可能な経営状況にあること。

3. 提案の手続等

(1) 担当部局

① 居住支援協議会が行う民間賃貸住宅等への入居の円滑化に係る活動支援

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局安心居住推進課家賃債務保証係

電話 03-5253-8111(内線 39864) ファクシミリ 03-5253-8140

電子メール anshin-kyojyu@mlit.go.jp

② 民間事業者等が行う災害時における民間賃貸住宅の円滑な活用のための環境整備

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局住宅総合整備課賃貸市場整備係

電話 03-5253-8111(内線 39365) ファクシミリ 03-5253-1628

電子メール imakoma-n2ys@mlit.go.jp

(2) 募集要領の交付期間、場所及び方法

① 居住支援協議会が行う民間賃貸住宅等への入居の円滑化に係る活動支援

(i) 期間 平成24年3月30日から平成25年1月31日まで

(ii) 場所及び方法

下記ホームページよりダウンロードすること。

<http://www.mlit.go.jp>

併せて、予め(1)①の担当まで事前連絡を行い、①に記載の場所での手交、FAX、e-mailにより交付も可能とする。

② 民間事業者等が行う災害時における民間賃貸住宅の円滑な活用のための環境整備

(i) 期間 平成24年3月30日から平成24年4月19日まで

(ii) 場所及び方法

説明書の交付を希望する場合は、あらかじめ(1)②の担当まで事前連絡を行い、②に記載の場所での手交、FAX、電子メールにより交付。

(3) 提案書の提出期限、場所及び方法

- ① 居住支援協議会が行う民間賃貸住宅等への入居の円滑化に係る活動支援
 - (i) 期限 平成25年2月1日18時00分まで
 - (ii) 場所 上記(1)①の担当部局
 - (iii) 方法 上記(1)①の担当部局へ、持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は書留郵便とし、郵送時には(1)③の連絡先に電話にてその旨を伝えること。
- ② 民間事業者等が行う災害時における民間賃貸住宅の円滑な活用のための環境整備
 - (i) 期限 平成24年4月20日18時00分まで
 - (ii) 場所 上記(1)②の担当部局
 - (iii) 方法 上記(1)②の担当部局へ、持参又は郵送（書留郵便に限る。）の場合は3部、電送又は電子メールの場合は1部。（電送又は電子メールの場合には着信を確認すること。）

なお、電子メールで提出する場合は以下によること。

 - ・使用可能なソフトは以下のとおりとする。（これ以外での提出は無効）
 - 「Microsoft Word2007」「Microsoft Excel2007」「Just System 一太郎 2009」「Adobe Acrobat Reader9」以前の形式に限る。
 - ・ファイル総量は5メガバイト以内とすること。
 - ・印刷時に規定の枚数内になるように設定しておくこと。

4. 補助事業者の選定

提出された提案書等について書類審査等を行い、補助事業の目的に合致した提案書を提出した者を採択する。

ただし、上記1(2)②「民間事業者等が行う災害時における民間賃貸住宅の円滑な活用のための環境整備事業」については、補助事業の目的に最も合致した提案書を提出した1者を採択する。

5. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。
- (3) 提案書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された提案書は、当該申込者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消しを行うことがある。
- (6) 採用された提案書は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった提案書は原則返却する。なお、返却を希望しない場合はその旨を提案書を提出する際に申し出ること。
- (7) 同一の内容で、国土交通省及び他省庁等より補助金を受けている場合は対象外となる。
- (8) 同一の提案者が同一内容の課題を重複して提案することはできない。
- (9) その他詳細は募集要領による。